

北広島市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という）を設置する者に対してその費用の一部を補助することにより発電システムの導入を促進し、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、又は、住所を有する見込みの者（第9条の設置完了報告書提出時まで本市に住所を有する予定の者）であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 国の「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の交付を受ける者

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 自ら居住し、又は、居住しようとする市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。以下「住宅」という。)に新たに発電システムを設置する予定の者

イ 自ら居住するため、新たに発電システムが設置された住宅を購入する予定の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金を受けることができない。

(1) 住宅を借りている者で建物の所有者の承諾が得られないもの

(2) 市町村税を滞納している者

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1キロワット当たり50,000円に発電システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額とする。ただし、その額が150,000円を超えるときは、150,000円とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、第2条第1項第2号アに該当する者にあつては発電システムを設置する前に、同号イに該当する者にあつては住宅の引渡し前に補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に別表第2の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、受理した日から10日以内に審査を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者にその旨を通知する。

3 市長は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付すことができる。

(変更の承認)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当する項目に変更があるときは、変更承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 補助金交付申請書に記載した発電システムの太陽電池の最大出力を変更するとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(中止の承認)

第 8 条 補助事業者は、第 6 条の通知を受けた後、発電システムの設置又は発電システムの設置された住宅の購入を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書(別記第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

(設置完了報告書の提出)

第 9 条 補助事業者は、発電システムの設置又は発電システムの設置された住宅の引き渡しを完了したときは、国に実績報告書を提出し、補助金交付額確定通知書の交付を受けるものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付額確定通知書の交付を受けたときは、速やかに設置完了報告書(別記様式第 5 号)に別表第 3 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 10 条 市長は、補助事業者の設置完了報告書を受領したときはその内容を審査し、10 日以内に交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の補助金の額を確定したときは、補助金交付額確定通知書(別記第 6 号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 11 条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金交付請求書(別記第 7 号様式)により補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに請求者に対して支払いを行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和 61 年広島町規則第 10 号)の規定するところによる。

(報告)

第 13 条 補助事業者は、第 2 条第 1 項第 2 号アに該当する者にあつては発電システムの設置後に、同号イに該当する者にあつては住宅の購入後に当該発電システムの稼働状況について、速やかに、報告書(別記第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 補助対象経費となる項目

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ
- (4) 保護装置
- (5) 接続箱
- (6) 直流側開閉器
- (7) 交流側開閉器
- (8) 配線・配線器具の購入・据付
- (9) 発生電力量計
- (10) 余剰電力販売用電力量計
- (11) 設置工事に関する費用

別表第2 補助金交付申請への添付書類

- (1) 国の補助金申込受理決定通知書の写し
- (2) 国への補助金申込書の写し
- (3) 発電システム設置に関する工事請負契約書又は売買契約書の写し（原則として、工事請負契約にあっては工事着工予定日並びに工事完了予定日が、売買契約書にあっては建売住宅引渡し予定日が明記されていること。）
- (4) 発電システム設置前の現況カラー写真（住宅を購入する場合を除く。）
- (5) 発電システムを設置する住宅の位置図
- (6) 補助事業者の市町村税納税証明書
- (7) 補助事業者の住民票（発行後3か月以内のもの）
- (8) 住宅を借りている者には、建物所有者の承諾書及び当該所有者が建物を所有していることを証明する書類
- (9) システム販売業者等に申請手続等を依頼する場合は委任状
- (10) その他市長が必要と認める書類

別表第3 設置完了報告書への添付書類

- (1) 国の補助金交付決定通知書の写し
- (2) 国への補助金交付申請書（兼完了報告書）の写し
- (3) 補助事業者本人の住民票（申請時において北広島市民でなかった場合）
- (4) 発電システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅全体のカラー写真
- (5) 発電システムの設置に係る領収証の写し（内訳書添付）
- (6) 電力受給契約書の写し